

不倫問題

離婚

養育費の問題

解雇

セクハラ

相談から解決まで

悩み・もめごとの

トラブルの

職場や男女間の

職場の
いやがらせ

親権
問題

職場の
いじめ



パワハラ

産業カウンセラーがお手伝いします

もめごと解決サポート

東京支部 ADRセンター

(平日午前9時から午後5時まで 調停は、土日祝日 夜間[午後8時まで]でも対応)

オンライン調停も
対応できます

電話 03-6258-4416 (相談無料)

わが国では数少ない 「対話促進型ADR(調停)」

※「ADR(エー・ディー・アール)」とは英語で「Alternative Dispute Resolution」(裁判外紛争解決手続)の略

当事者の気持ちを大切に、双方話し合いで解決させていきます



調停者は

産業カウンセラー

当協会は60年超の歴史をもつ産業カウンセラーの団体です。多くの働く人々の抱える、職場や家庭での悩みを解決する手助けをしてきました。この経験を活かし当協会の産業カウンセラー有資格者でかつ紛争解決に専門的な知識、能力の持った調停者が裁判(訴訟)によらない当事者同士での話し合いによる解決(対話促進型調停)のお手伝いをいたします。

弁護士からの助言

申立書受理の段階から各回の調停及び、和解契約書の作成に至るまで、顧問弁護士の助言を受けられるしくみとなっています。

対象となる紛争の範囲

個別労働関係紛争

(解雇、賃下げ、パワハラ、セクハラ等)

男女間の関係の維持調整に関する紛争

(離婚、養育費、婚約破棄等)

調停申立にかかる費用

会員割引あり

20,000円(税込)(1回目の調停費用も含む)

調停手続きの流れ

個別労働関係紛争あるいは男女間の関係の維持調整に関する紛争の調整です。
調停を申し立てたい方(申立人)には、対面での「無料相談」を設定します。そこで調停の概要、流れ、料金等の説明をお聞きになり、内容を理解されたうえで「申立書」(郵送または持参)をご提出ください。日本産業カウンセラー協会のホームページの「ADR」に関する説明もご参照ください。

日本産業カウンセラー協会
東京支部
もめごと解決サポート
ADRセンター
https://www.counselor-tokyo.jp/problem-solving_adr



申立書提出

申立書が受理されれば、相手方に対し、
調停に応じるか否かの意思確認



相手方が調停に応じる場合

調停を担当する調停者と第1回調停実施日を決めて当事者双方に通知します。

相手方が調停に応じない場合

調停は終了し、その旨を申立人に通知します。



調停



※調停は、原則として申立人、相手方同席で行います。

調停は、1回2時間程度で、
4回以内または3ヶ月以内での解決を目指します。

次回の調停実施日は、毎回の調停終了時に
当事者双方の希望を聞いたうえで決定

協会のADRの特色

- ・対話による解決を目指す対話促進型
- ・調停者は産業カウンセラーの資格をもち、特定社会保険労務士資格者、または家庭裁判所調停委員経験者です。
- ・申立書受理の段階から各回の調停及び、和解契約書の作成に至るまで、顧問弁護士の助言を受けられるしくみとなっています。

調停の費用 ※相談料は無料

申立時 **20,000円** (税込)

(1回目の調停費用も含む) **会員割引あり**

第2回以降の調停実施時 **5,000円** (税込) 各当事者

和解成立時 **成立手数料** (別途定めあり)



和解が成立した場合

和解契約書を作成し、
当事者双方に各1通を交付します。

※養育費、婚姻費用は特定和解の対象になり、
和解成立の場合は、民事執行が可能になります。

和解の見込みがない場合や
申立人が申立を取り下げた場合

調停は終了し、
当事者双方に終了の旨を通知します。



一般社団法人 **日本産業カウンセラー協会**
[本部]
〒105-0004 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階
[東京支部]
〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー 5階



詳細は各センターにお問い合わせください

- 本部ADRセンター 03-3438-4568
- 中部支部ADRセンター 052-618-7822
- 関西支部ADRセンター 06-6809-3115
- 東京支部ADRセンター 03-6258-4416